

## 山梨県景観審議会 会議録

1 日 時 平成30年6月15日(金) 13時30分～15時00分

2 場 所 山梨県庁 防災新館401会議室

3 出席者(敬称略)

(委 員) 石井 信行(議長)、内海 仁美、河内 晶さ子、菊地 淑人、河野 暢子、佐野 正秀、實川 和子、  
山畑 信博、依田 智子、若狭 美穂子

(事務局) 景観づくり推進室長、景観づくり推進室員(7名)

4 傍聴者等の数0名 報道関係者の数4名

5 会議次第

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 事務局員の紹介

(4) 会長あいさつ

(5) 議事

①屋外広告物の安全性の確保

②都市計画法の改正に伴う規制区域の見直し

(6) その他

(7) 閉会

6 審議会概要

○議事

会議録のとおり

【議事：①屋外広告物の安全性の確保（諮問案件）】

（事務局）

（議題1「屋外広告物の安全性の確保について」説明）

（委員）

点検には費用が発生すると思うのですが、管理者負担になると思います。県建築住宅課の所管になると思いますが、特殊建築物の定期点検報告において、建物用途によって2年や3年に1回など、屋外設備についても国の法律で点検範囲に入っています。例えば、建物の屋外に設置されている広告物のビスが錆びているなど、特殊建築物の定期報告の中で点検報告がされている場合は、こちらの点検報告と重なってしまうと思いますが、2つの関連はどのようにお考えでしょうか。

（事務局）

屋外広告物の安全性の確保という観点で、所有者への管理責任として今回の点検について改正を行うものです。ご質問にあるように、建築基準法など他法令の中で安全が確保されていればよいと考えています。

（委員）

管理者に報告する義務がある中で、特殊建築物の定期報告済みの屋外広告物については適用除外などでしょうか。

（事務局）

まだそこまでは他法令との摺り合わせの整理が終わっていません。いただいたご意見の詳細を確認して、個々にご負担をかけるようなものは望ましくはありませんので、他法令による義務で安全性の確保が確認できるものであれば、そちらを引用したいと思います。

（委員）

建築士などが建物に設置された屋外広告物の点検において、今の点検項目にしても、目視や打診でいいのか、超音波までかけるのかとなってくると思います。建築基準法の縛りの方が強いと思いますので、整合性を取ってください。

（事務局）

補足説明になりますが、今回の改正案では、目視での点検を考えています。まずは、屋外広告物の危険な状態を発見し、発見したものに対して詳細の点検を行っていくことになります。高い位置の広告物に高所作業車を持ってきて点検することは個々のご負担が高額になってしまいます。それ以前に予防的な意味での点検を行い、異常が発見されたら詳細な点検をやっていただく2段階での安全対策になります。今回の条例改正は、1段階目と考えています。

（委員）

建築基準法の点検では、目視で出来ないものは出来ないと報告するようになっています。屋外広告物条例での点検も同じでいいわけですね。

（事務局）

基本的には同じです。

（委員）

改正案で、高さ4mを超えるものとそうでないもので、建築基準法での確認申請が必要かどうかで線を引いていると思いますが、実際に危険なのは、建物の高所にある突出看板で、小さなものでもあっても落下することによる危険性が大きいです。それに対して、高さによって資格のありなしを分けていますが、大事な

のは自立式の建植看板よりも突出看板の方が危険ですので、突出看板に対する点検の在り方をもう少し詰めてもいいのではないのでしょうか。

(事務局)

安全性の確保をどこまで求めていくかが重要です。そのために、個人の方に費用をどこまでかけていただけるかという大きな問題がありますが、まず、屋外広告物は管理するものであるということ、点検する必要があることを徹底していきたいです。その上で、突出看板など落下する危険のあるものの管理徹底を深めるような方策を考えています。行政と一緒に安全性の確保を図っていくために制度化ということで、周知をしていきたいです。

(委員)

昨年度県内の2つの事故発生事例がありました。その発生原因を考えていった場合に、現行の点検項目が7項目では防げなくて、改正案の18項目になることで防げるという考えでいいのでしょうか。

(事務局)

7項目や18項目を行えば安全になるとは言えません。点検を行えば防げたのかは、はっきり分かっておらず、落下の直接の原因が強風であり、強風を受ける広告物の状態が適切だったかも含めて調査中です。今後、少しでも点検をすることで安全性の向上を目指すという意味での点検です。

(委員)

ここからはコメントになります。周知徹底が大切と言っていましたが、具体的になぜ今回の改正が必要なのかを伝えていかないと、特に適用除外広告物に点検をさせていくための説明に必要だと思います。例えば、発生事例で安全点検を行えば改善されることなどを伝えていけばよいと思います。

(事務局)

いただいたご意見について、検討させていただきます。

(委員)

適用除外の屋外広告物についても報告を行うということですが、経年劣化はあると思いますが、どの程度までが対象となるのでしょうか。

(事務局)

許可広告物であれば、更新の際に年数を把握できますが、適用除外広告物については、把握できていない状況です。管理者の方が適切に管理されていれば問題ないのですが、放置されているものもあるため、出先事務所や事務の権限を移譲している市町村によるパトロールで危険を感じたら、その際に指導を行っていくことを考えています。

(委員)

不要な看板について、撤去の申請してくださいと行政も動いています。許可を得た看板も、点検が無ければ風雨にさらされて落下する事例が周りにたくさんありますので、今回の規定は大事だと思います。しかし、周知方法でインターネットは見ない方がいますので、紙媒体で回覧などがよいと思います。

(事務局)

周知徹底方法は検討中ですが、県のホームページだけでなく、県広報や市町村の広報での周知も検討していきたいです。

(委員)

危険な広告物に対してパトロールでという説明でしたが、限られた人員でのパトロールは大変だと思います。

す。他の実際の例では、市民からのホットラインで通報を受けて、対応の必要があれば職員が確認に行くなどがあります。そういった情報を使うことも必要なのかなと思いますので、検討してください。

(事務局)

不特定多数の方が通る道路や公共施設に接している場所が最も危険と感じています。道路であれば道路管理者など、県や市町村のそれぞれの管理者と連携して行きたいです。

(議長)

一般の人はこの通りがどの管理者かわからないため、横の繋がりをつくってほしいです。

(委員)

県道と村道が交わっている場所では、管理境が複雑で手を出したがないので、横の連携をしっかりと行い対応してほしいです。

事務局)

調整等を行っていきます。

(議長)

ご異議等無いようであれば、本案件について、異議無しとして答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈各委員異議無し〉

#### 【議事：②都市計画法の改正に伴う規制区域の見直し（諮問案件）】

(事務局)

(議題2「都市計画法の改正に伴う規制区域の見直し」説明)

(議長)

用途地域とはどういったものか、最初に補足説明をお願いします。

(事務局)

都市計画法における用途地域ですが、色で面的に塗り分けられているものです。都市化を目指すものでして、それぞれ田園住居地域を入れて13段階ありまして、建築用途を定めています。例えば、工業地域であれば、工場が立地できて、学校などは建てられず、低層住居地域では静かな環境を保つために工場などは建てられません。

(議長)

ご説明いただいたとおり、都市計画をする範囲の中で、どういう性格を持たせるかを用途地域で決めていて、今は低層住居地域でのお話です。

(委員)

県内には田園住居地域はあるのでしょうか。あれば何%くらいでしょうか。

(事務局)

市町村が用途指定を行います。現在の指定はありません。ただ、今後、市町村のまちづくりの施策の中で、指定されていく可能性があります。

(委員)

森林伐採についての規制もあると思いますが、その線引きもあるのでしょうか。

(事務局)

森林の場合は、例えば自然公園法の中での規制などとなりますので、都市計画法とは異なりますが、規制があります。屋外広告物条例においても、こういった地域は景観上の問題等があるため禁止地域となっています。今回の用途地域の指定は、住宅地の中で農地が必要という考えと聞いていますので、看板の取り扱いについても住宅地と同様という考えで禁止区域の中に入れる改正案としています。

(委員)

線引きがあると思いますが、ここはだめ、ここはいいという境の問題を目にしていますので、線引きの位置は、景観を守る観点で決めていただけないかなと感じています。

(事務局)

おっしゃるとおり、線引きでの境の取り扱いについて、いろんな法規制の中であると思います。屋外広告物条例では、他法令の中で定められた地域で規制を行っているため、境を跨いだ決めが難しいものです。

(委員)

線引きによって、周りの景観に配慮の無い赤いネオンが設置許可されるなどを目にしていますので、景観という意味で考えていただければと感じています。

(事務局)

景観というくくりの中での取り扱いだと思いますので、今後、看板についても景観保全という目的の1つですので、景観計画の中での景観への配慮も市町村と検討していきたいです。

(議長)

景観計画で定めて地元の了解を取ると、上乘せで厳しくできるんですね。

(事務局)

地域の方々の景観保全へのまとまったご意見があれば、その地域に対してより強い景観上の規制は可能となってきます。

(議長)

屋外広告物条例はあくまでのベースであって、ここから更に景観計画で決められるということです。

(委員)

こちらから河口湖へ向かう道で、最近では工場が建ったり看板が出たり、年々景観が変わっていますが、町が許可しているのでしょうか。

(事務局)

分かる範囲でお答えしますが、土地利用の変化がある中で開発許可などを県や町が執り行っています。富士山に関して屋外広告物でご説明しますと、条例の中で他のところより厳しい規制にするなどして、景観の保全を図るようしています。

(議長)

ご異議等無いようであれば、本案件について、異議無しとして答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈各委員異議無し〉

(議長)

以上で議事を終了します。

以上で閉会。